

契約内容のご説明

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

1. 賠償責任保険の概要

1 賠償責任保険普通保険約款を適用する保険の概要

■賠償責任保険は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、保険契約に定める事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。ただし、適用される特約条項によっては、これと異なる場合があります。詳しくは、特約条項および追加条項等をご覧ください。

■賠償責任保険は、保険種類に応じた特約種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。詳しくは、特約条項および追加条項をご覧ください。
(※)賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款については、そのご契約に適用される約款(普通保険約款、特約条項等)、パンフレット等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2 (1) 商品の仕組み(保険の種類)

賠償責任保険普通保険約款
+ 賠償責任保険追加条項(自動セット)
+ 施設所有管理者特約条項
+ 借家人賠償責任担保追加条項 + 修理費用担保追加条項

(2) 補償内容

<借家人賠償責任担保追加条項について>

■被保険者について
被保険者証の被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

■保険金をお支払いする主な場合
借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 火災
 - ② 破裂または爆発(注1)
 - ③ 給排水設備(注2)に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水
 - ④ ①から③を除く不測かつ突発的な事故
- (注1) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊およびその現象をいいます。
(注2) 給排水設備
スプリンクラ設備・装置を含みます。

<修理費用担保追加条項について>

■被保険者について
被保険者証の被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

■保険金をお支払する主な場合

次の①から⑧に掲げる事故により、借用施設に損壊が生じ、被保険者がその貸主に対してその貸主との賃貸借契約に基づく法律上の賠償責任を負担するおそれがあることを知った場合において、これを修理した場合は、修理費用に対して保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発(注1)
- ④ 借用施設の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(注2)、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備(注3)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用施設で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災(注2)または⑦の事故による損害を除きます。
- ⑥ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(注4)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(注5)ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(注6)ただし、借用施設の内部については、借用施設またはその一部(注7)が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害(注8)にかぎりません。
- ⑧ 盗難(注9)

- (注1) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注2) 水災
台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮および土砂崩れ等の水災をいいます。
- (注3) 給排水設備
スプリンクラ設備・装置を含みます。
- (注4) 集団行動
多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、賠償責任保険普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)②の暴動に至らないものをいいます。
- (注5) 風災
工水、高潮を除きます。
- (注6) 雪災
融雪こう水を除きます。
- (注7) 借用施設またはその一部
窓、扉、その他の開口部を含みます。
- (注8) 風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害
雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。
- (注9) 盗難
強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。

2. 保険金額の設定

■加入者証をご参照ください。

3. 免責金額(自己負担額)の設定

■加入者証をご参照ください。

4. 補償の開始

始期日の午前0時に補償を開始します。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。

(※)ご契約によっては、賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款が適用される場合もあります。その場合には、そのご契約に適用される普通保険約款や特約条項等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【賠償責任保険普通保険約款における保険金がお支払いできない主な場合】

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任(※)
(※)ただし、記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた賠償責任について保険金を支払わないその被保険者が被る損害に限りです。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 記名被保険者の使用人や下請業者が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧ 記名被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【借家人賠償責任担保追加条項で保険金がお支払いできない主な場合】

- ① 借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ② 被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する賠償責任

【修理費用担保追加条項で保険金がお支払いできない主な場合】

- ① 保険契約者、被保険者、借用施設の貸主もしくはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

6. 事故が起こった場合

- (1)事故が発生した場合は、遅滞なく当社または取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2)この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく当社に通知してください。
- (3)賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず当社にご相談のうえ、交渉をおすすめください。当社への事前相談なく示談された場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(※)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- (4)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち当社が求めるものをご提出ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

(注1)事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

(5)保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店までご連絡ください。

6. 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

6. 保険会社破綻時の取扱い

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

7. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。

8. その他ご注意いただきたいこと

■加入者証は大切に保管してください。

9. 本保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 エフ・ケイ・エス福島サービス
電話番号 024-523-2613
受付時間: 平日 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）